

新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業にかかる
職域接種補助金交付要領

(通則)

第1条 三重県の交付する、新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業にかかる職域接種補助金（以下「補助金」という。）については、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和4年4月1日付け医政発0401第23号・健発0401第3号・薬生発0401第23号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。）、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」（令和4年4月1日付け厚生労働省発医政0401第10号・厚生労働省発健0401第3号・厚生労働省発薬生0401第28号厚生労働事務次官通知。）及び三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、職域接種（令和3年6月1日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナウイルスワクチンの職域接種の開始について」に規定する接種を指す。以下同じ。）及び、職域追加接種（令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について」に規定する接種を指す。以下同じ。）を実施する企業等を支援することを目的とする。

(交付の対象事業等)

第3条 この補助金の対象事業及び対象者等は別表1のとおりとし、基準額等は別表2のとおりとする。

(交付の対象期間)

第4条 この補助金の対象とする期間は、別に定める。

(申請手続)

第5条 この補助金の交付申請は、交付申請書（様式1）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出して行うものとする。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第5条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

(交付額の算定方法)

第7条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表2の第1欄に定める事業に、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と当該事業の総事業費から寄付金及びその他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付するものとする。

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から15日以内に、交付申請取下届出書（様式2）を知事に提出しなければならない。
- (2) 事業の内容を変更する場合（ただし、軽微な変更（交付額に変更が生じないもの及び交付額の20パーセント未満の減額）を除く。）には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。
- (9) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。
- (10) 補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、報告書（様式3）により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全額又は一部を県に納付させることがある。
- (11) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付

を受けてはならない。

(12) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。

(13) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

（変更申請手続）

第9条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、変更交付申請書（様式4）を第5条に定める申請手続きに従い、知事に提出するものとする。

（遂行状況報告）

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況に関し、知事の求めに応じ報告書（様式5）に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第11条 この補助金の実績報告は、事業完了後（規則第5条第1項第3号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には当該承認の通知を受理した日から1か月を経過した日）に実績報告書（様式6）に関係書類を添えて、知事に提出して行わなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第12条 規則第13条の規定による額の確定通知は、前条による報告書等の書類の審査により、適正と認める場合、補助金の額の確定通知書により行うものとする。

（補助金の支払い）

第13条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、請求書（様式7）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、必要があると認める場合においては、予算の範囲内において概算払をすることができる。

3 補助事業者は、前項の規定により、概算払を受けた場合は、当該事業完了後、すみやかに概算払精算書（様式8）を提出しなければならない。

（決定の取消）

第14条 知事は、補助事業者が、規則第16条各号に規定する事項のほか、第8条に規定する交付の条件その他法令等に基づく命令等に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(補助金の返還)

第 15 条 知事は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消にかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年 7 月 27 日から施行し、令和 3 年度補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 2 月 22 日から施行し、令和 3 年度補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 20 日から施行し、令和 4 年度補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 7 月 14 日から施行し、令和 4 年度補助金から適用する。

(経過措置)

1 この要領による改正前の新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業にかかる職域接種補助金交付要領の規定により行われた手続き等その他の行為は、この要領の相当規定により行われた手続き等その他行為とみなす。

別表 1

1 事業	2 内容	3 対象者
新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業	職域接種等を実施する企業等に対し、必要な支援を行う	<p>初回（1、2回目）接種： 職域接種を実施する企業等のうち外部の医療機関が出張して実施する形態のもの又は、新たに医療機関を開設した場合であって、医師等の雇用費用が発生し、かつ、終了後廃止届を提出するもので、以下の条件に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。以下同じ。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの ・大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもの <p>追加（3回目）接種： 職域接種で、初回（1、2回目）接種を実施した企業・大学等</p>

別表 2

1 事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業	<p>知事が必要と認め た額</p> <p>初回（1、2回目） 接種：1,000 円× 接種回数を上限に 実費補助</p> <p>追加（3回目）接 種：1,500円×接種 回数を上限に実費 補助</p> <p>※職域追加（3回 目）接種会場で実 施する初回（1、 2回目）職域接種 の分も対象</p>	<p>職域接種等を実施するために必要な経費 （賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、 需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、 光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信 運搬費、手数料、保険料）、委託料、 使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び 交付金）</p>	10/10